

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 大和ハウス工業株式会社

業者の住所 : 大阪府大阪市北区梅田 3-3-5

2 指名停止の期間 : ①令和4年1月19日～令和4年4月18日(3か月)

②令和4年1月19日～令和4年3月18日(2か月)

3 指名停止の措置対象地区 : ①関東甲信地区、北陸地区、近畿地区

②北海道地区、中国地区

4 事実概要

当該業者は、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和3年11月17日に近畿地方整備局長から22日間の営業停止命令を受けた。

また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日に近畿地方整備局長から指示処分を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)